

大韓民国倒産制度の現況と展望金炯料 (Hyungdu Kim) ¹

はじめに

本稿は2018年に韓国のソウルで開催された第10回東アジア倒産再建協会シンポジウム以降、今回の2019年シンポジウムまでに韓国で起きた倒産制度の変化を概観し、今後の展望について述べるものである。

1. 倒産事件数の推移

2010年から2018年までの倒産事件数推移は以下の表の通りである。括弧の中は全体の事件中で電子訴訟（IT化）の事件数を表記したのである²。全体事件数における電子訴訟事件数の割合は、2018年の場合、法人回生97.2%、一般回生95%、法人破産74.7%、個人破産28.9%、個人回生39.3%であり、法人回生と一般回生はほぼ電子訴訟が普及した段階に入ったと言える。個人破産と個人回生の場合も、毎年急速に電子訴訟の割合が増加している。特に個人破産の事件は2018年から全面電子記録化が施行されたので、今後の電子訴訟の比率はより大きく拡大すると予想される。

ア. 全国裁判所

¹金炯料：ソウル高等裁判所部長判事、大法院倒産法研究会会長。翻訳：崔廷任（早稲田大学大学院法学研究科博士課程在学中）

²倒産事件における電子訴訟は2014年4月29日から施行された。

区分		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
法人 回生	新受件数	630	712	803	835	873 (411)	925 (798)	936 (877)	878 (834)	980 (953)
	前年対比 増減率		13.0%	12.8%	4.0%	4.6%	6.0%	1.19%	-6.2%	11.6%
一般 回生	新受件数	597	678	727	830	840 (399)	855 (728)	741 (695)	573 (545)	682 (649)
	前年対比 増減率		13.6%	7.2%	14.2%	1.2%	1.8%	-13.33%	-22.7%	19%
法人 破産	新受件数	253	312	396	461	539 (128)	587 (268)	740 (442)	699 (492)	807 (603)
	前年対比 増減率		23.3%	26.9%	16.4%	16.9%	8.9%	26.06%	-5.5%	15.5%
個人 破産	新受件数	84,725	69,754	61,546	56,983	55,467 (1,029)	53,865 (2,476)	50,288 (4,275)	44,246 (6,185)	43,397 (12,560)
	前年対比 増減率		-17.7%	-11.8%	-7.4%	-2.7%	-2.9%	-6.64%	-12.0%	-1.9%
個人 回生	新受件数	46,972	65,171	90,368	105,885	110,707 (2,571)	100,096 (6,556)	90,400 (14,155)	81,592 (21,787)	91,205 (35,863)
	前年対比 増減率		38.7%	38.7%	17.2%	4.6%	-9.6%	-9.69%	-9.7%	11.8%

2018年には個人破産事件を除いた他の倒産事件が2017年に比べて各10%以上増加しており、2019年にも全般的な景気鈍化などによって増加の傾向は持続すると予想される。事件増加の原因は色々複雑な理由があるので断定することは難しい。但し、法人回生、法人破産の事件の場合国内外的に発生した様々な要因による経済不確実性の増加、最低賃金の引上げ等による販売管理費用の増加、大手企業の売上不振による関連協力業界の困窮、銀行の貸付期限満期後における期限延長の要件の厳格化などがその原因であると推測できる。個人回生事件の場合は、2018年6月13日から弁済期間を原則的に3

年に短縮する改正法律³が施行されたことによるものであると考えられる。

イ. ソウル回生法院

区分		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
法人 回生	ソウル回生	155	191	268	296	368	390	404	324	389
	全国	630	712	803	835	873	925	936	878	980
	全国対比比率	24.6%	26.8%	33.4%	35.4%	42.2%	42.2%	43.2%	36.9%	39.7%
回生 単独	ソウル回生	185	235	247	303	374	372	301	232	250
	全国	597	678	727	830	840	855	741	573	680
	全国対比比率	31.0%	34.7%	34.0%	36.5%	44.5%	43.5%	40.6%	40.5%	36.8%
法人 破産	ソウル回生	122	183	190	222	246	307	390	351	402
	全国	253	312	396	461	539	587	740	699	807
	全国対比比率	48.2%	58.7%	48.0%	48.2%	45.6%	52.3%	52.7%	50.2%	49.8%
個人 破産	ソウル回生	19,861	14,062	13,175	13,186	13,805	13,516	11,746	9,943	9,405
	全国	84,725	69,754	61,546	56,983	55,467	53,865	50,288	44,246	43,397
	全国対比比率	23.4%	20.2%	21.4%	23.1%	24.9%	25.1%	23.4%	22.5%	21.7%
個人 回生	ソウル回生	8,907	13,806	20,455	25,234	25,167	21,351	17,000	15,310	17,766
	全国	46,972	65,171	90,368	105,885	110,707	100,096	90,400	81,592	91,205
	全国対比比率	19.0%	21.2%	22.6%	23.8%	22.7%	21.3%	18.8%	18.8%	19.5%

ソウル回生法院では、総34名の裁判官が倒産業務を担当している。全国の

³ 債務者回生および破産に関する法律第611条第5項の規定は2018年6月13日から「弁済計画で定める弁済期間は弁済開始日から3年を超えてはならない。但し、第614条第1項第4号の要件を充足するために必要な場合等特別な事情があるときには弁済開始日から5年を超えない範囲で弁済期間を定めることができる」と改正された。

法人回生、法人破産、一般回生の事件のうち約40%程度をソウル回生法院で処理している。しかし2018年の集中度は法人回生事件を除いては2017年に比べて多少低下した。ソウル付近の首都圏には2019年3月1日付けで水原高等裁判所が新設され、ソウル高等裁判所の管轄地域が減縮された。債務者回生および破産に関する法律第3条第2項は、債務者の主たる事務所又は営業所を管轄する高等裁判所所在地の回生法院にも回生事件、簡易回生事件及び破産事件、又は個人回生事件の申立てができることと定めている。水原高等裁判所の新設によって水原市、城南市、果川市、安養市、安山市、龍仁市、始興市等において、主たる事務所又は営業所がある債務者は2019年3月1日以降、ソウル回生法院には申立てをすることができなくなった。これによって今後ソウル回生法院の事件の集中度はさらに減少することが予想される。

2. 倒産実務の最近の動き

2017年3月1日にソウル回生法院が新設されたことで、実務において多くの改善が行われ、倒産実務はある程度安定化した段階に入ったと判断される。以下では最近行われている実務の動きを簡単に報告する。

ア. 自律構造調整支援プログラム(ARS Program)、事前計画案(P-Plan)と企業構造調整促進法上のワークアウト手続との連携等を通じたハイブリッド再建手続の高度化

2018年ソウルシンポジウム年度回顧で紹介した、自律構造調整支援プログラム(Autonomous Restructuring Support Program; ARS Program)、事前計画案(P-Plan)、企業構造調整促進法上のワークアウト手続との連携等を通じたハイブリッド再建手続の高度化事例が蓄積され始めた。ソウル回生法院はD光学会社に対する回生事件において上記の制度の連携を通じて開始決定から42日で回生計画の認可を決定しており、認可日から23日で回生手続終結の決定をした。軍需用照準鏡を製造する会社であるD光学は2018年10月1日にソウル回生法院に回生手続開始の申立てをするとともにARSプログラムを希望し

た。ソウル回生法院は10月5日に保全処分および包括的禁止命令を発令しており、10月22日第1次回生手続協議会を開催して債務者と債権者の利害関係を調整した。ソウル回生法院は2018年11月1日に「2018年11月30日まで回生手続開始決定を保留する」との趣旨の決定をした後、11月6日第2次回生手続協議会を開催した。債務者は11月8日に企業構造調整促進法による共同管理手続を申請し、11月21日に開催された第1次協議会において「農業銀行の他7個の金融機関で金融債権者協議会を構成する。2019年2月15日まで債権行使を猶予する。」という内容を議決した。しかしこのような努力にもかかわらず、2019年3月15日第2次金融債権者協議会の決議が否決され共同管理手続は中断された。その後、D光学は共同管理手続において提出された実施報告書およびARSプログラムで協議された内容を基に2019年5月2日にP-Planを提出した。ソウル回生法院は5月7日に回生手続開始決定、6月19日に回生計画認可決定、7月11日に回生手続終結決定をして迅速に回生手続を終結させた。

今後も企業の再建手続において、ARSプログラム、P-Plan等、法廷外再建手続であるワークアウトのメリットを取り入れたハイブリッド再建手続の利用が増えると予想される。

イ. 特許庁との協力を通じた法人破産企業の知識財産権売却の活性化

最近法人破産事件が増加する中で破産企業が保有している特許権、商標権、デザイン権などの知識財産権(Intellectual Property)の多くは安く売却されたり活用されずに忘れられていたりしている。不動産のような有形資産は価値に対する正確な評価が容易であるが、知識財産権のような無形資産は価値に対する正確な評価が難しく、買手を探すもの簡単ではないのがその原因であるように見える。破産企業が所有した知識財産権の消滅は国家経済的にも損失であり、さらに破産企業が保有した知識財産権を信じてお金を貸している債権者にも不意打ちになる。

ソウル回生法院は2017年から特許庁とともに破産企業が保有している知識財産権を知識財産の専門家である特許取引専門官を通じて取引する事業を試した。その結果42件の知識財産権を合計2億4千万ウォンに売却した。上記のような示範事業の成果を基にしてソウル回生法院は2019年6月5日に特許庁と破産企業の知識財産権取引促進のための業務協約を締結した。

ソウル回生法院は破産企業の知識財産権の現況等の取引に必要な情報を特許庁に提供して、特許庁は専門人材を活用して破産企業保有知識財産権に対する需要企業の発掘および価値評価を遂行することで破産企業の知識財産権が効率的に取引されるように支援する予定である。

ソウル回生法院と特許庁の協約を通じて今後において企業の破産で優れた知識財産権が捨てられることを防ぎ、それを必要とする企業に移転することで知識財産権の活用度が高くなると予想される。破産企業の債権者たちも知識財産権の再利用によってより高い配当を受けることができるので破産手続に関する手続満足度は上昇すると予想される。さらに、知識財産権の換価の遅延や換価の放棄の決定が遅れることによる破産手続の遅延の問題が解決され、手続の迅速な進行に役立つと思われる。

i. 個人回生手続における住宅担保貸付債権の債務再調整プログラムの示範実施

債務者回生および破産に関する法律第586条⁴、第412条⁵によると個人回生手続において住宅担保貸付債権は別除権として取り扱われ、個人回生手続に拘束されることなく権利行使ができる。その結果個人回生手続において債務者は生活の柱となる住宅の所有権を喪失する問題が発生し、これは住宅担保貸付債務を負担している債務者が個人回生手続開始の申立てを躊躇する理由となる。また、住宅所有権の喪失は債務者の住居の安定を損ない弁済計画の遂行を

⁴ 第586条 別除権規定の準用規定

⁵ 第412条 別除権の行使に関する規定

阻害する要因として作用し、結局のところ債務者の実質的な再起を難しくする。

日本では2000年11月の民事再生法の改正で住宅担保貸付債権に関する特別条項を設け立法的に問題を解決している。アメリカではLoss Mitigation Programを通じて債務者は債権者側との協議を経て住宅所有権を守れる機会を与えられている。

2019年を基準に韓国の家計負債は約1540兆ウォンに達するなど経済危機における雷管として作用している。そのうち相当部分は焦げ付き住宅担保貸付債務である。したがって、債務者再生および破産に関する法律において債務者と住宅担保貸付債権者との間で自律的な協議によって効果的な合意案を導き出せる機会を提供することは切実な問題となった。

これによってソウル回生法院は2018年7月から信用回復委員会および金融委員会等の関連機関との協議を経て、遂に2019年1月17日に信用回復委員会と「住宅担保貸付債権の債務再調整プログラムの試験的实施」に関する業務協約を締結して同プログラムを試験的に実施している。

上記のプログラムの適用対象は①個人回生手続開始の申立てをした債務者が一つの住宅を所有しており担保住宅の価格が6億ウォン以下であること、②債務者夫婦の合算年間所得が7000万ウォン以下であること、③住宅に設定された担保権が一つであることである。但し、債務者が実際に居住していない住宅の場合などは除外されている。

ソウル回生法院は、2019年1月17日に試験的实施を施行した以降、2019年7月頃まで約64件の事件を受け付け、そのうち18件を住宅担保貸付債権に関する債務再調整プログラムに移送した。回付された事件のうち1件は債務再調整に関する協議が完了されソウル回生法院からの認可決定を受けた。移送されなかった事件の多くは複数の担保債権者が存在する場合（24

件)であった。試験的実施の成果を確認した後に、信用回復委員会との協議を経て複数の担保債権者がある場合まで適用対象の範囲を拡大する予定である。

すでに不動産のバブル崩壊によって不動産価格の急速な下落を経験した日本と、サブプライム・ローン危機を経験したアメリカは、前述したように住宅担保貸付債権に関する立法的解決策ないし代案的制度による解決策を設けて施行している。住宅担保貸付債権の急激な増加と不動産対策による不動産価格の下落の危険性がある状態である韓国にも債務者と担保債権者との協議を通じて住宅の所有権を維持できる制度的機会を与えることが必要な状況である。このような状況において施行された住宅担保貸付債権の債務再調整プログラムは経済的に失敗した債務者に最小限の「社会的セーフティーネット」の役割をすることが期待されている。

ii. 企業構造調整促進法

2001年8月14日企業構造調整促進法（以下「企促法」と呼ぶ）は2005年12月31日まで効力を有する時限法として制定されて廃止された以来、企促法は6回に渡って制定と廃止を繰り返した。現行の第6次企促法は2018年10月16日に制定され、2023年10月15日までその効力を有する。

企促法は債務者再生および破産に関する法律の特別法として、「管理手続」という新しい倒産手続を創設することを内容としている。企促法の内容は金融機関との間で私的合意である企業構造調整協約(work out)を強制力ある法律の形で立法しようとする試みであった。本来のワークアウトは金融機関の自律的な意思決定によって行われるものであるが、企促法は金融機関の判断能力が足りない一定の場合に国家が金融機関の意思決定を強制できると規定している。このような企促法の内容は私的自治の原則に反して財産権を侵害する恐れがあるとして最初の制定時から違憲性の批判が相次いでいた。したがって企促法は一定の期間だけ効力を有する時限法として制定された。時限法として制定した

理由は、債権金融機関の自律的な合意によるワークアウトの慣行が市場に定着すると、企促法はその効用を失い必要なくなると予想されたからである。

しかし2001年8月14日に制定された第1次企促法の時限が経過してその効力を失われた後にも再度制定されることを繰り返し20年も近く施行され続けている。このように継続的に施行される実質的な理由は、債権金融機関及びその監督期間である金融委員会と政府が主導的に債務調整を進めることができるからであったようである。

時限法である企促法が繰り返し制定されると、国会はこの問題点を根本的に解決することを試みた。国会は2018年10月16日第6次企促法を制定する際に附帯意見を付けた。その内容は「金融委員会は第20代国会任期内において企業構造調整制度の成果および効用に関する評価を施行し、裁判所、企業構造調整関連機関および専門家等の意見聴取を通じて債務者回生および破産に関する法律との一元化又は企業構造調整促進法の恒久法化の方案等、企業構造調整制度の総合的な運営方向に関して国会所管常任委員会に報告しなければならない」ということであった。

上記の附帯意見の趣旨に従って金融委員会は2019年4月頃「企業構造調整制度の成果および効用評価」。「今後企業構造調整制度の総合的な運営方向」の2件の研究を依頼して研究しており、2019年5月頃には大学教授、企業構造調整業務を担当している弁護士等で構成された企業構造調整制度点検TFを発足して制度改善事項を議論している。

iii. 国際倒産協力の強化

ソウル回生法院は2018年世界主要国家の倒産裁判所が加入されている司法倒産ネットワーク(Judicial Insolvency Network)において裁判所間のコミュニケーション及び共調に関する一般的な原則と手続等を規定した「国際倒産事件における裁判所間の協調」規範(Guidelines for Communication and

Cooperation between Courts in Cross-Border Insolvency Matters, ‘JIN Guidelines’) を採択して実務準則を改正するなど、国際倒産事件における外国裁判所との共調を強化している。

2018年の下半期にリーマンブラザーズインターナショナル（ヨーロッパ）に対する外国倒産手続の支援手続において、国際倒産管財人から、当該会社が韓国内で保有している200億ウォン以上の資産を管理手続(Administration)および債務調整計画(Scheme of Arrangement)手続があったイギリスに送金する許可を求める申立てがあった。ソウル回生法院はイギリス裁判所とのコミュニケーションを通して韓国の債権者がイギリスで進行されている手続に参加できる十分な機会を与えられているかについておよびその手続で公正な待遇を受けているかについて確認し、その結果を基に送金を許可した。

一方、司法倒産ネットワーク(Judicial Insolvency Network)は2019年4月5日にシンガポールにて第3次会議を開催した。上記の会議では、「裁判所間のコミュニケーションの細部原則」(Modalities of Court-to-Court Communication)を最終的に決定した。因みに、既存の「JIN Guidelines」は裁判所間のコミュニケーション及び共調に関する一般的な原則と手続等を規定しており、「裁判所間のコミュニケーションの細部原則」では主に裁判所間でどのようにコミュニケーションを始めるかなどの細部的な事項を規定している。

3. 韓国の倒産制度に関する今後の展望

ア. 関連機関との協力による回生企業の実質的な再起支援のための DIP Financingの強化

法人回生手続開始の申立てをした企業の多くは申立適期を逃し運転資金等が枯渇された状態で回生手続に入る。また、企業が回生手続開始の申立てをすると金融機関は企業に対する債権を不良債権として扱い、これによるスティグマ効果で企業の信用はさらに低下することになる。それと同時に主要役員の辞

職、取引先の供給中断などで回生企業は回生手続進行に関して大きな困難に陥るのが一般的である。このような状況において、既存取引先と核心役員の離脱を防ぐために最も必要なものは新規資金の支援である。新規資金の支援があつてこそ今後の回生手続の円満な進行と回生計画の遂行可能性が高くなる。しかし未だに裁判所の回生手続では純粋な意味のDIP Financingはほとんど行われていない。一言で説明することは難しいが、最も大きな理由は回生企業の不確実性によって投資の安定性が保障されないからであるように考えられる。

ソウル回生法院では、中小企業ベンチャー企業部、金融委員会等の関連機関との協力を通じてDIP Financingの活性化のための方策を模索している。中小企業ベンチャー企業部傘下にある中小ベンチャー企業振興公団は、年間50億ウォン規模での回生企業にDIP Financingと契約履行保証書の発行などをパッケージで支援する一括支援プログラムである、いわゆる「Turn-around」パッケージの導入を推進している。金融委員会の傘下機関である韓国資産管理公社は年間300億ウォン規模で回生企業にDIP Financingを直接支援し、またDIP Financing専用のファンドを造成して年間2000億ウォンを間接的に支援する予定である。

関連機関を通じたDIP Financingの成功事例が蓄積されると回生企業に対する民間資本市場のネガティブな認識が解消され、今後民間の資本市場を通して自律的企業構造調整が活性化されることが期待されている。

イ． 個人破産の宣告による身分上の不利益除去のための努力など個人破産手続の改善

ソウル回生法院は、2019年から特に個人破産制度の改善のための努力を強化している。2007年頃から個人破産事件の利用件数は持続的に減少する傾向にあり、2018年度を基準として全体の個人破産事件の新受件数は全体個人回生事件の新受件数の半数にも及んでいない。このような状況は、現行の個人破産制度に改善すべきところがあるからであるとされている。したがっ

て、個人破産制度の改善のための議論が多くなされている。制度の改善は国会による立法が必要な事項と国会の立法がなくても裁判所によって改善できる事項がある。

まず、立法が必要な改善事項として個人破産宣告による身分上の不利益の除去を挙げることができる。

個人破産制度が倒産した個人の経済的・社会的再建を図るための制度であるにもかかわらず、諸法律において破産宣告を受けた者を不利益に扱う規定が存在している。2006年3月24日に破産手続等を進行している債務者に対する差別的取扱いを禁止する債務者回生および破産に関する法律第32条の2⁶が新設された。このような差別禁止規定にもかかわらず、破産宣告を受けた後に復権されていない者は公務員、教員、弁護士、公認会計士、任命公証人、監理員、結婚仲介業者等の職業欠格事由となる法規定は約200あまり存在している。

上記のような法律規定は、破産宣告を不誠実のレッテル又は社会的信頼の喪失として理解して、懲罰や不利益を与える前近代的な認識の産物である。そのような法律規定は債務者の更生という倒産制度の目的に正面から反するものであり、2006年に新設された債務者回生および破産に関する法律第32条の2の趣旨にも反するものである。

このような不利益を除去するために、ソウル回生法院は、2019年3月から法務部商事法務課と改善方法を協議中である。現在有力に議論されている改善策は、債務者回生および破産に関する法律の「破産宣告」を「破産手続開始決定」という名に変更して二元化されている破産手続と免責手続を一元化し、破産宣告を前提としている「復権」に関する規定を削除することである。これ

⁶ 第32条の2（差別的な取扱いの禁止）何人でもこの法律に基づいて回生手続・破産手続又は個人回生手続に入っていると理由で正当な事由なしに就業の制限又は解雇などの不利益な処遇を受けてはならない。

は立法的な課題であるので慎重に検討した後に進行されると予想される。

次に、立法なしに裁判所が進めている制度改善の努力として、債務者が個人破産手続開始の申立てをする際に提出すべき疎明資料の簡素化を挙げられる。現在の個人破産事件において債務者が申立時に提出すべき疎明資料およびその他破産宣告の後破産管財人に一律的に提出すべき疎明資料が過度に多く、個人破産手続開始の申立てをする債務者の負担になっているとの指摘がある。申立時に提出すべき疎明資料の簡素化に関する議論が終わると個人破産分野において改善されるべき他の事項についても順次作業を進める予定である。このような制度の整備が完成すると持続的に減少している個人破産制度も活性化されることが期待されている。